

【公開資料】

第5回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月曜日）午後2時から2時20分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	藤関弘之	永井是充
	新美康弘	金原節子	加藤浩孝
	下島良一	磯貝孝弘	
4. 欠席委員 杉浦孝明
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について (16件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	1件
議案第3号 農用地利用集積計画の件	14件
 - （2）報告事項について (25件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	1件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	12件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件	10件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん不成立の件	2件
---------------------	----
6. 事務局・説明員

局 長	生田 和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子	主 事	片山大輔		

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第5回 碧南市農業委員会」を開会します。
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。19番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、2番委員、3番委員にお願いします。

会長 次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。
受付番号204番〇〇町〇丁目〇番畑〇〇㎡につきまして××町×丁目×番地 □□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。
対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は畑が〇〇㎡、借入地の畑が▲▲㎡の合計×××㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴12年の▲▲さんと、同じく12年の妻の計2名
通作距離は、徒歩で4分となっております。
第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんが300日、妻が280日です。
第6号関係の、地域との調和要件ですが、周辺土地等に被害を与えるような事態が発生した場合は、当方にて速やかに対処し、誠意をもって解決します、とのことです。
以上の様に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
令和5年11月7日に、旭地区の8番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、24ページにあります。以上です。

会長 ありがとうございました。
只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明

- をお願いします。まず、8番委員をお願いします。
- 8番委員 13番委員と事務局で現地をみてきました。買われる方が管理されているということ
できれいに管理されているため問題ないかと思えます。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
次に13番委員をお願いします。
- 13番委員 一緒に見させていただきました。家庭菜園的にいろんなものが作られており、問題な
いかと思えます。
- 会 長 ありがとうございます。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、議案第2号、「農地法5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務
局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 2ページをお開きください。
議案第2号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。
受付番号205番 ○○町○丁目○番○ 畑△△㎡につきまして□□町□丁目□番地
×××さんから▲▲町▲丁目▲番地▲ ◎◎◎さんへ使用貸借権の設定で、分家住宅、建
築面積は×××㎡、建ぺい率は○○%です。
申請理由としましては、「家族3人で暮らしている現在の賃貸住宅は間取りが狭く、部
屋数も少ないため、新たに住宅を建築したいと思い、父が所有する土地での建築を検討
し、申請に至った」とのことです。
申請地は、農用地区域外のいわゆる白地であり、農地区分は「道路、河川等によって区
画された街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を越えている区域」に相当している
ことから、第3種農地と考えます。第3種農地とは「市街地の区域又は市街地化の傾向が
著しい区域内にある農地」であり、「転用許可することができる」区域にあたります。
申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となって
おります。
以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を満たしていると考えます。
なお、11月7日に、大浜地区の9番委員、20番委員と事務局で、現場確認を実施し
ました。
地図は25ページ、配置図は26ページにあります
- 会 長 ありがとうございます。
只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお
願います。
- 9番委員 9番委員をお願いします。
先日20番委員と事務局で現地確認してきました。この畑が住宅街にあるということ
で耕作するのなかなか難しいかなと思えますので許可してもいいかなと思いました。
- 会 長 ありがとうございます。次に、20番委員をお願いします。

20 番委員 多少草生えはしておりましたが、近隣に迷惑をかけるほどではなかったので良いかな
と思います。よろしくお願ひします。

会 長 ありがとうございます。
それでは、質疑に入ります。

会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

議 場 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第 3 号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗
読と説明をお願いします。

事務局 3 ページをお開きください。
議案第 3 号、農用地利用集積計画の件についてです。まず、1 点修正がございましたの
で、本日机上に修正版を置かせていただきました。受付番号 216 番につきまして終期は令
和 6 年 10 月 31 日が正しいところ、事前にお送りした資料では 11 月 30 日となっております
ました。大変失礼いたしました。議案第 3 号につきましては、一覧表にて説明します。
相対による貸借権設定は、合計件数 10 件、合計面積 8,974 m²です。内訳は、畑
8,974 m²です。
続きまして、所有権移転は、合計件数 4 件、合計面積 4,390 m²です。内訳は、畑
4,390 m²です。
13 ページの 受付番号 217 番 については、大浜地区の 6 番委員と 9 番委員が、受付
番号 218 番、219 番 については、大浜地区の 7 番委員と棚尾地区の 11 番委員が、受付
番号 220 番 については、大浜地区の 19 番委員と棚尾地区の 14 番委員があっせん委員
となり、農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。
なお、前回までは所有権移転時期及び対価の支払い方法については記載しておりませ
んでしたが、協議を行っております刈谷税務署より指摘がありましたので今回より記載いた
しております。
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の、
第 1 号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
第 2 号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認めら
れること。
ロ、耕作等に必要の農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
3 番委員の案件を先決します。

会 長 3 番委員の案件は、受付番号 213 番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

- 議場
会長
- 3番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）
意義もございませんので、3番委員関連の受付番号213番は、原案のとおり決定いたしました。
- それでは、先決1件を除く13件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）
異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
- 議長
- 引き続きまして、報告事項に入ります。
- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 12件 |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6号の規定による通知の件 | 10件 |
- 追加報告
- | | | |
|-------|---------------|----|
| 報告第4号 | 生産緑地あっせん不成立の件 | 2件 |
|-------|---------------|----|
- 合計25件、一括報告してください。
- 事務局
会長
- （報告）
ありがとうございました。
- 会長
- 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会長
- それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会長
- 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会長
- 無いようですので以上をもちまして、第5回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時20分閉会～